

兵庫県公報

平成24年11月9日 金曜日 第2439号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 家畜伝染病の発生（畜産課）	1
○ 保安林の指定予定（豊かな森づくり課）	1
○ 保安林の指定施業要件の変更予定（同）	2
○ 保安林の指定施業要件の変更（同）	2
○ 同上（同）	3
○ 建設業者に対する行政処分（県土整備部総務課）	3
公 告	
○ 軽油引取税に係る免税軽油使用者証の無効公告（税務課）	4
○ 平成24年度兵庫県薬事功労者表彰（薬務課）	4
○ 地域森林計画の一部変更の案の縦覧（林務課）	4
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	5
○ 県有地の一般競争入札による売払い（住宅管理課）	7
正 誤	
○ 平成24年8月7日付け兵庫県公報第1045号中	9

告 示

兵庫県告示第1441号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

平成24年11月9日

兵庫県知事 井戸敏三

1 家畜伝染病の種類	ヨーネ病
2 家畜の種類	牛（ホルスタイン種）
3 患畜及び疑似患畜の区分並びにその頭数	疑似患畜 2頭
4 発生場所	宝塚市
5 発生年月日	平成24年10月23日
6 その他参考となるべき事項	エライザ検査により発見



兵庫県告示第1442号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成24年11月9日

兵庫県知事 井戸敏三

- 保安林予定森林の所在場所
美方郡香美町香住区三川字東三川山ヲク63の1、字ニツ石393の8、字地藏ノナル436の1から436の5まで、
字東三川山口621、621の1、621の8、621の9
- 指定の目的
水源の涵養
- 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1443号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年11月9日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 - 宍粟市山崎町葛根字峠16の7、16の8、16の23、16の43、16の47、16の48、16の49（次の図に示す部分に限る。）、16の50、千種町西河内字金谷1357の1、1357の30、1357の45、1357の95、1357の97から1357の102まで、宇池田1316の36、1316の62、1316の112、1316の231、1316の232、1316の235から1316の237まで、宇笹ヶ谷1054の6、1054の28から1054の31まで、1054の37、字中坪1580の454、1580の455、千種町岩野辺字平岩372の8、372の79、372の111、372の112
- 2 保安林として指定された目的
 - 水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林水産振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1444号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成24年11月9日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 - 美方郡新温泉町塩山字笹尾648の94（次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
 - 土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第1445号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成24年11月9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
美方郡新温泉町塩山字笹尾648の94
- 2 保安林として指定された目的
雪崩の危険の防止
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第1446号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年11月9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 処分をした年月日
平成24年10月26日
- 2 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
商 号 又 は 名 称 有限会社関西マックス
主たる営業所の所在地 神崎郡福崎町馬田77
代 表 者 の 氏 名 前 田 恵
許 可 番 号 兵庫県知事許可（般-22）第503151号
- 3 処分の内容
建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止
 - (1) 停止を命ずる営業の範囲
公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの
（注1）「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。
（注2）「民間工事」とは、上記（注1）以外の建設工事をいう。
（注3）「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。
 - (2) 期間
平成24年11月10日から同年12月9日までの30日間
- 4 処分の原因となった事実
有限会社関西マックスは、平成22年10月31日を審査基準日とする経営事項審査申請において、実際には存

在しない工事経歴を記載するなど完成工事高を水増しして経営事項審査申請を行うとともに、その申請に基づき得られた総合評定値通知書をもって、公共工事の発注者に対し、入札参加資格申請を行った。
このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当する。

公 告

軽油引取税に係る免税軽油使用者証の無効公告

次に掲げる免税軽油使用者証は、紛失の日から無効とする。

平成24年11月9日

兵庫県知事 井戸敏三

免税軽油使用者証

業種	記号・番号	有効期限	使用者の住所	交付県民局	紛失年月日
農業	A3948	平成25年2月23日	西脇市	北播磨県民局	平成23年10月19日
同上	A3945	同 月20日	加東市	同上	平成24年2月18日
同上	A7248	平成24年12月2日	洲本市	淡路県民局	同 年10月12日



平成24年度兵庫県薬事功労者表彰

表彰規則(昭和38年兵庫県規則第80号)第2条第4号の規定により、平成24年10月18日に次の者を表彰した。

平成24年11月9日

兵庫県知事 井戸敏三

1 氏名及び住所

- 瓜生明子 西宮市
- 大岡久晃 姫路市
- 大川恭子 西宮市
- 岡田美智子 南あわじ市
- 菅野一郎 明石市
- 金啓二 明石市
- 笹部武男 明石市
- 瀬木知子 川西市
- 棚橋孝雄 神戸市西区
- 中澤涉 神戸市灘区
- 丸山晴久 姫路市
- 宮脇信幸 神戸市灘区
- 山下敬元 洲本市

2 功績内容

永年にわたり薬事衛生業務に従事し、県民の保健衛生の向上に多大の貢献をした。



地域森林計画の一部変更の案の縦覧

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第5項の規定により、加古川地域森林計画、揖保川地域森林計画及び円山川地域森林計画の一部を変更するので、次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに、兵庫県知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成24年11月9日

兵庫県知事 井戸敏三

1 一部変更する地域森林計画区の名称等及び縦覧場所

区分	名称及び区域	計画期間	縦覧場所
加古川地域森林計画の一部変更	<加古川森林計画区> 神戸市 明石市 西宮市 洲本市 芦屋市 加古川市 西脇市 宝塚市 三木市 高砂市 川西市 小野市 三田市 加西市 篠山市 丹波市 南あわじ市 淡路市 加東市 猪名川町 多可町 稲美町	平成24年4月1日から 平成34年3月31日まで	兵庫県農政環境部農林水産局林務課 神戸県民局神戸農林水産振興事務所 阪神北県民局阪神農林振興事務所 東播磨県民局加古川農林水産振興事務所 北播磨県民局加東農林振興事務所 丹波県民局丹波農林振興事務所 淡路県民局洲本農林水産振興事務所
揖保川地域森林計画の一部変更	<揖保川森林計画区> 姫路市 相生市 赤穂市 宍粟市 たつの市 市川町 福崎町 神河町 太子町 上郡町 佐用町	平成21年4月1日から 平成31年3月31日まで	兵庫県農政環境部農林水産局林務課 中播磨県民局姫路農林水産振興事務所 西播磨県民局光都農林水産振興事務所
円山川地域森林計画の一部変更	<円山川森林計画区> 豊岡市 養父市 朝来市 香美町 新温泉町	平成22年4月1日から 平成32年3月31日まで	兵庫県農政環境部農林水産局林務課 但馬県民局豊岡農林水産振興事務所 但馬県民局朝来農林振興事務所

2 縦覧期間

公告の翌日から30日間



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項及び第2項の規定により、次のとおり大規模小

売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成24年11月9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオン三木青山食品館

所在地 三木市志染町青山3-9-1

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 西村興産株式会社

代表者の氏名 立 松 陽 子

住所 三木市志染町青山三丁目14番地の3

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称

ア 変更前

三木サティ食品館

イ 変更後

イオン三木青山食品館

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	代表者の氏名	住所
株式会社マイカル	川 本 敏 雄	大阪市中央区久太郎町三丁目1番30号
株式会社ハラダ	原 田 巧	三木市本町三丁目1番12号
鮭榭食品株式会社	北 野 清	大阪府八尾市老原九丁目115番地
外4者		

イ 変更後

名称	代表者の氏名	住所
イオンリテール株式会社	村 井 正 平	千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1
株式会社ハラダ	原 田 巧	三木市本町三丁目1番12号
鮭榭食品株式会社	北 野 清	大阪府八尾市老原九丁目115番地
外3者		

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

ア 変更前

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
イオンリテール株式会社	午前9時	午後11時
その他	(ただし、年間31日は午前8時)	午後9時

イ 変更後

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
イオンリテール株式会社	午前8時	午後11時
その他		午後9時

(4) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前

午前8時30分から午後11時30分まで (ただし、年間31日は午前7時30分から午後11時30分まで)

イ 変更後

午前7時30分から午後11時30分まで

4 変更年月日

- (1) 大規模小売店舗の名称
平成23年3月1日
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
平成23年3月1日
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
平成24年10月20日
- (4) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
平成24年10月20日

5 届出年月日

平成24年10月10日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課
- (2) 縦覧期間
平成24年11月9日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限
平成25年3月11日
- (2) 提出先
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



県有地の一般競争入札による売払い

県有地を一般競争入札により売り払うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

平成24年11月9日

兵庫県知事 井戸敏三

1 入札に付する県有地

売払物件

物件番号	所在地	面積 (㎡)	地目
1	神戸市長田区西山町4丁目1番	2,124.46	宅地
2	姫路市菅生台2番2	4,641.32	宅地
3	姫路市野里字南河原147番4	729.49	宅地
4	神戸市垂水区南多聞台2丁目37番2	1,872.56	宅地

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる者以外の者であること。

- (1) 成年被後見人
- (2) 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (3) 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (4) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
- (5) 民法第6条第1項の規定による営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (6) 破産者で復権を得ない者

- (7) 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続において次の事項に該当すると認められる者で、その事実があった後、2年間を経過しない者
- その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
- ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者
- ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- エ 上記アからウのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (8) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
- (9) 売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者
- (10) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員若しくは構成員
- 3 契約条項を示す場所
- 〒650-0011 神戸市中央区下山手通4丁目18番2号
兵庫県県土整備部住宅建築局住宅管理課財産係
- 4 入札参加申込用紙の配布場所及び配布期間並びに申込場所及び申込期間
- (1) 配布場所及び申込場所
前記3に同じ。
- (2) 配布期間及び申込期間
平成24年11月9日（金）から同月30日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- 5 入札の場所及び日時
- (1) 場所
本庁舎付近会議室（詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。）
- (2) 日時
- 物件1 平成24年12月3日（月）午前9時30分
物件2 平成24年12月3日（月）午前11時
物件3 平成24年12月3日（月）午後1時30分
物件4 平成24年12月3日（月）午後3時30分
- 6 入札保証金
- (1) 入札保証金の額は、入札金額の100分の5以上の額とする。
- (2) 入札保証金は、金融機関が振り出し、又は支払保証した小切手により納付すること。
- 7 入札に関する条件
- (1) 入札書を所定の日時までに提出していること。
- (2) 所定の額の入札保証金が納付されていること。
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札又はこれらの者が更に他の者を代理してした入札でないこと。
- (4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- (5) 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
- (6) 代理人が入札をする場合は、委任状を提出すること。
- (7) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- (8) 再度入札に参加することができる者は、初度の入札に参加した者のうち当該入札が無効とされなかった者であること。
- 8 入札の無効
- 入札参加資格がない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

9 入札についての照会先
 兵庫県県土整備部住宅建築局住宅管理課財産係
 電話 (078) 341-7711 内線4875

正 誤

○平成24年8月7日付け（兵庫県公報第2412号）
 兵庫県告示第1045号（漁獲共済の義務加入同意成立届の確認）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
5	下から16 (表家島区域の項中)	底びき網	船びき網